

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について

1 臨時休業期間

令和2年3月3日（火）から当面2週間（3月15日（日）まで）臨時休業とする。

16日以降の予定は、今週中にホームページ、一斉メール配信等により連絡します。

2 留意事項

(1) 臨時休業期間中は、部活動を禁止します。

(2) 臨時休業期間中は、不要不急の外出は控えること。

☆軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること。

☆規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所
やイベントにできるだけ行かないこと。

(3) 発熱等の症状があり医療機関で受診した場合は、学校に連絡すること。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の相談先

※帰国者・接触者相談センター

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/singatakorona.html#koronasoudan>

新型肺炎の相談窓口

兵庫県24時間コールセンター 078-362-9980

厚生労働省（9:00～21:00） 0120-565653

神戸市の新型肺炎の相談窓口（24時間対応）

帰国者・接触者相談センター 078-322-6829

健康相談の専用窓口 078-322-6250